

平成19年度第7回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成20年3月19日(水) 兵庫県庁西館 1階 「大入札室」		
出席委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村 多嘉子(大阪商業大学総合経営学部教授) 西畑 彰夫 (公認会計士) 木村 治子 (弁護士)		
審議対象期間	平成19年10月1日~平成19年12月31日		
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告	欠席委員：土居委員		
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議			
抽出等案件			総件数 9件
一般競争入札			1件
公募型一般競争入札			2件
制限付き一般競争入札			2件
指名競争入札			3件
随意契約	1件		
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし		

	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格者の指名停止の措置要件に該当する事実の把握はどのようにして行うのか。 ・ 県が指名停止を行ったにもかかわらず、県の発注機関が当該企業を入札に参加させるようなことはないのか。 ・ 総合評価落札方式が、公募型一般競争入札を行った工事で多く実施されていることは理解できるが、制限付き一般競争入札の工事にも散見される。制限付き一般競争入札の場合、どのような基準で同方式を実施する工事を選定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関や各地方公共団体が、それぞれのホームページに掲載している指名停止情報や新聞に掲載された記事の情報等から把握している。 ・ 指名停止を行った場合、速やかに県の各発注機関に通知するほか、指名停止の措置要件に該当する事実を把握した時点でも情報を提供している。 ・ 総合評価落札方式は、入札に際し、新しい工法や技術を企業から提案していただき、入札価格とあわせて総合的に評価したうえで落札者を決定するもので、相対的に工事金額が大きい公募型一般競争入札を行う工事で高度な提案を求めやすい。 制限付き一般競争入札を行う工事についても、企業からの提案を求めることがふさわしい工事については、同方式を実施することとしている。
2 (1)	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「県立龍野北高等学校（仮称）本館棟・A棟その他建築・特殊基礎・屋外附帯工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同校の工事では、この一般競争入札のほか、B・C・D棟や体育館棟等の工事として、公募型一般競争入札で2件、制限付き一般競争入札で1件と、4件の入札を行っているが、なぜ分ける必要があったのか。 ・ 工区を分けて複数企業が施工することにより、不具合が出るようなことはないのか。 ・ 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。とのことであるが、VEとは何か。 ・ 契約後に提案を受けてコストが縮減できたら、契約金額は変更するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県として、県内企業の育成（受注機会の拡大）に取り組むなかで、より多くの県内企業が同校建築工事の入札に参加できるように、合理的な範囲内で、工区を分けることとした。 ・ それぞれの工区の工事は調整しながら進めているので、工区を分けたことによる不具合等は生じていない。 ・ VE（Value Engineering）とは、目的物の機能を低下せずにコスト縮減する、又は同等のコストで機能を向上させる技術で、1億5千万円以上の工事は契約後VEを試行し、提案は契約後に受け付けることとしている。 ・ 縮減額の半額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額を行う。

<p>(2)</p>	<p>公募型一般競争入札：東播磨県民局（加古川土木事務所）発注 「東播磨南北道路野々池（第20）高架橋上部工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式を実施した結果、落札者は最低価格で入札した企業ではなく、提案された技術評価点が最も高い企業となったが、こういうことは珍しいことか。 本件工事で求める技術提案は、工期の短縮に重点を置いたものか。 提案があった工期の短縮が履行されなかった場合は、どうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事務所は今年度に10件の総合評価落札方式を実施し、このような事例は、本件工事を含めて2件であり、割合は低い。 池に高架橋を架設する工事であり、環境保全のためにも工期の短縮について提案を求めた。 実際の工事に要した日数で再計算を行い、相当の金額を請負金額から減額する。
<p>(3)</p>	<p>制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「426号歩道設置工事（平田3工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札率が98.9%と高いが、もっと落札価格が下がってもいいはずである。 但馬地域の落札率は他の地域と比べて相変わらず高く、談合情報も寄せられている。 これまでの当委員会での意見も踏まえ、地域要件を拡げるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> この工事は、歩道を設置するために、道路の幅員を拡幅するもので、非常にシンプルな工事である。 積算基準・単価は公表していることから、各企業とも予定価格に近い金額で入札が可能と思われるが、地域要件の拡大は、これまでも回答しているとおり、検討を進めていく。
<p>(4)</p>	<p>制限付き一般競争入札：教育委員会（県立考古博物館）発注 「曾我井・沢田遺跡発掘調査工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加の要件である多可町内に主たる営業所を有している者は、発掘調査の専門業者か。 制限付き一般競争入札であるにもかかわらず、辞退者が3人もいるが、なぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事であるので、発掘調査の専門性は考慮していない。ただ、このような工事では、発注者である博物館の専門職員が現場に常駐し、発掘調査に関しては指示を行っている。 他の工事を先に受注したために、入札参加申込時に予定していた技術者を本件工事に配置できないことが辞退の理由と考えられる。
<p>(5)</p>	<p>指名競争入札：西播磨県民局（龍野土木事務所）発注 「揖保川水系瀬戸川護岸工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名にあたり、企業の選定ランクがD・Eなので、工事の規模は小さいものか。 また、どの地域に本店を有する企業を選定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格は430万円程度の小規模な工事であり、当土木事務所管内の南部地区にあたる旧揖保川町と旧御津町並びに太子町内に本店所在地の企業から、指名回数や手持工事等も考慮して10社を選定した。
<p>(6)</p>	<p>指名競争入札：淡路県民局（洲本土木事務所）発注 「鶴崎（3）地区急傾斜地崩壊防止工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名にあたっては、工事内容が専門性を要することから、広く県外企業も選定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面の工事であるため、作業自体に専門性を要するほか、ボーリングや吹付けのための機械を多数所有する企業が求められたことから、県外の企業からも選

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が59.0%と低いが、工書の品質は確保できるのか。 ・ 入札価格が7千万円台から1億2千万円と大きな開きが生じているのはなぜか。 <p>(7) 公募型一般競争入札：警察本部（会計課）発注 「洲本交通管制センター中央システム高度化工事(洲本市)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容は、新システムの設置ではなく、従来から設置されているシステムの能力を増やすというものか。 ・ 入札参加見込対象者数は20者あったが、結果的に実際の入札参加者は2者で、うち1者は辞退したということか。 <p>(8) 指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「平安浦ほか6か所交差点交通信号機改良化工事（洲本市・淡路市）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名にあたっては、本件工事は専門性が求められることから、県内に支店のある県外企業まで対象を拡げて選定を行ったのか。 ・ 警察本部が発注する電機関係工事は、多数の小規模の工事に分けて指名競争入札を行っており、このために落札率も全体的に高率となっているのではないか。 	<p>定する必要があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低入札価格が調査基準価格を下回ったため、当該企業に対する低入札価格調査を実施し、工事費内訳書等を提出させたうえで、契約審査会で審議のうえ、契約内容に適した履行がされることを確認している。 ・ 企業規模の差が原因であると考えられる。 入札価格が低い企業は、全国的規模で事業展開を行い、材料の一括仕入れ等、そのスケールメリットから経費を低く抑えることが可能である。 また、予定価格に含まれる一般管理費は本社経費や人件費に該当するが、受注意欲が高ければ、企業規模が大きい企業ほど本社経費などは入札価格に含めず、他の経費でみることが可能である。 ・ 既存システムの増設とあわせてその能力の高度化を行うというものである。 ・ 交通管制センターシステムの工事を施工できる企業は、下請けも含めて20者程度あるが、既存システムの高度化を行う工事の場合は、当初にシステムを設置した企業以外は施工がかなり困難である。 このため、今回の入札では最終的にシステムを設置した企業のみが入札を行った。 ・ 単なる信号機の移動等とは異なり、信号制御機の老朽化に伴う更新や改良等を行うもので、高度な技術とともに重大な責任が求められるため、選定の対象となる企業は少ない。 ・ 数年前に、一括して入札を行ったが、信号機に関する工事は件数が多く、また、設置場所ごとに工期が異なるため、規模の小さな企業は対応できないために入札に参加できなかった。 結果的には、入札参加企業は限られ、競争性が低くなり、落札率が下がるようなことなかった。 このため、効率的・合理的に可能な範囲でできるだけまとめて、工期の近い工書から発注することとして
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高落札率の状況が続いているので、改善することができないか検討をお願いします。 <p>(9) 随意契約：中播磨県民局（姫路土木事務所）発注 「揖保川幹線管渠応急復旧工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を行った企業以外に本件工事を施工できる企業はなかったのか。 ・ 水質に悪影響を及ぼすことはなかったのか。 ・ 同一地区で短期間に陥没事故が続けて発生しており、抜本的な対応をしないといけないのではないか。 	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の企業に確認したが、管渠の陥没事故による汚水流出に対する応急復旧という特殊な工事のため、対応はできないとのことであった。 このため、2年前に100m上流で同様の事故が発生した際に応急工事を行った企業ということで、随意契約で今回の応急復旧工事を行うこととした。 なお、2年前は汚水を止めるまで2ヶ月程度を要したが、今回は1週間あまりで対応できた。 ・ 水道水源等には直接の影響はなく、10月初旬以降の水質検査でも問題はなかった。 ・ 非常に希なケースであるため、学識者による委員会を設置して専門的に検討してもらっており、3月末には提言をいただくこととしている。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、無かった旨、事務局より報告。 		